

補償金制度創設に伴うライセンスの検討過程

2018.12.13

<ライセンス(案)>

○基礎ライセンス

- ・紙での複製、デジタルでの複製、両方を含む著作物の共有
- ・学校内での授業外利用(利用範囲は学校構成員(生徒児童、保護者まで含む))

○専門ライセンス→各許諾者が規定する範囲の許諾

※大学・大学院・各種・専門学校等においても共有は必要とされている。

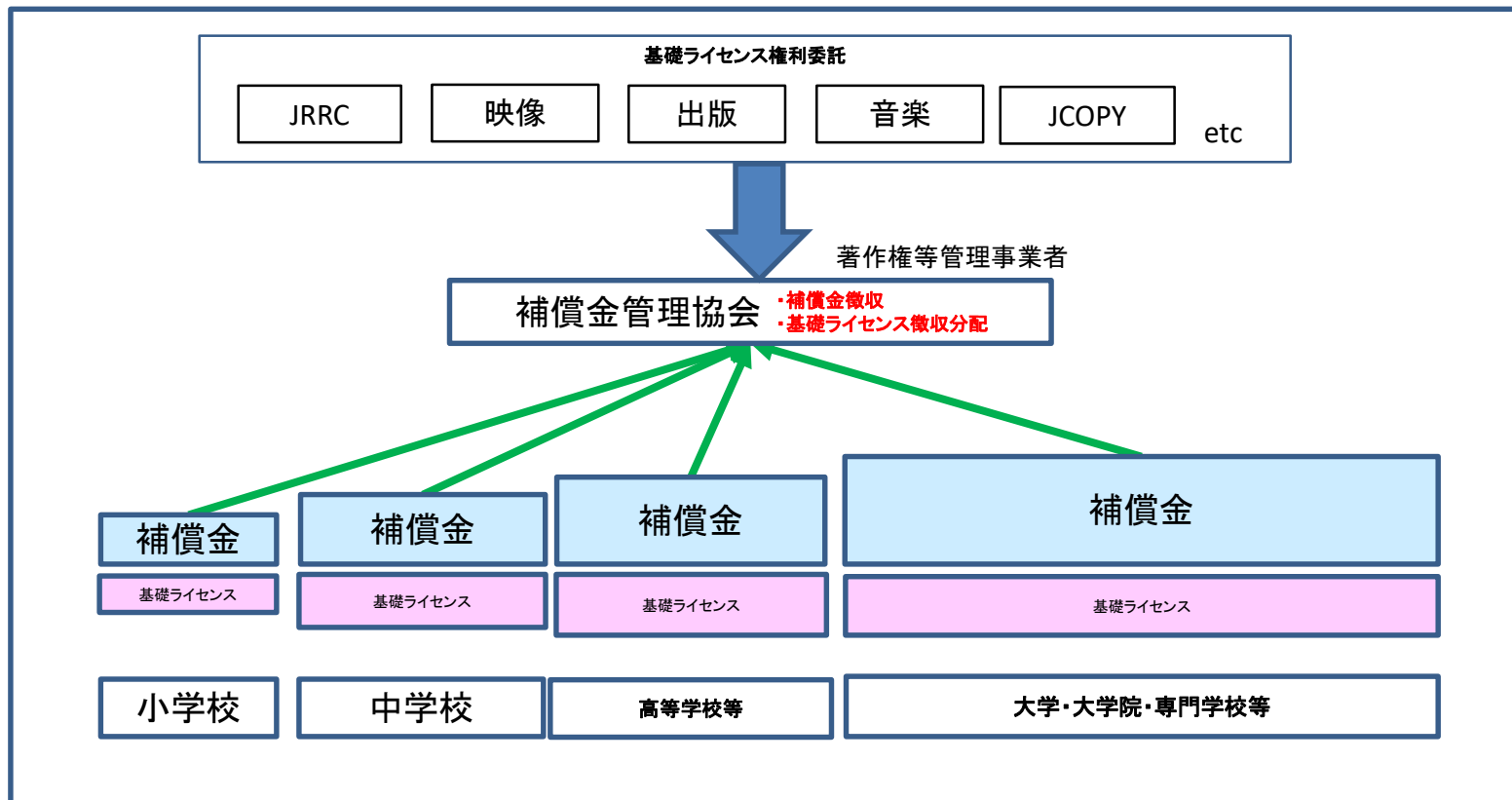
※基礎ライセンスが共有だとすると、共有は小中高等学校において
大きな需要があるのではないか

※基礎ライセンスについては、高等教育機関において、
学部等によって利用の内容に差の無い利用を想定する。

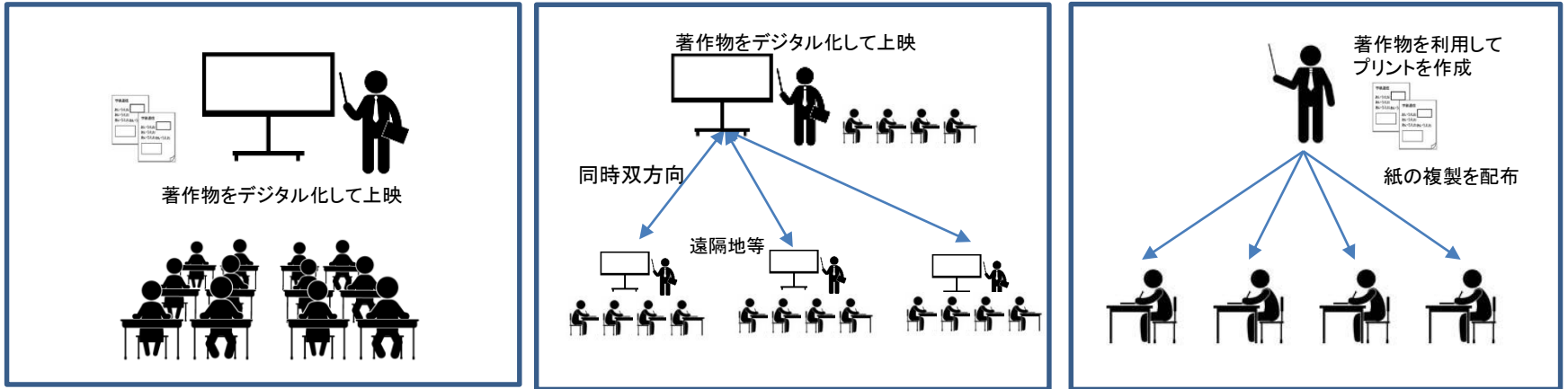
※高等教育において、学部によって補償金やライセンスを異なるものとするのは、
その根拠となる調査もなく、また現在の学部の実態を考えると
医歯薬学部等、特殊な学部を除いて、困難ではないか。

<教育利用における複製利用のライセンスについての構想案>

<ライセンス・全体イメージ>



<現行法下で可能な利用>

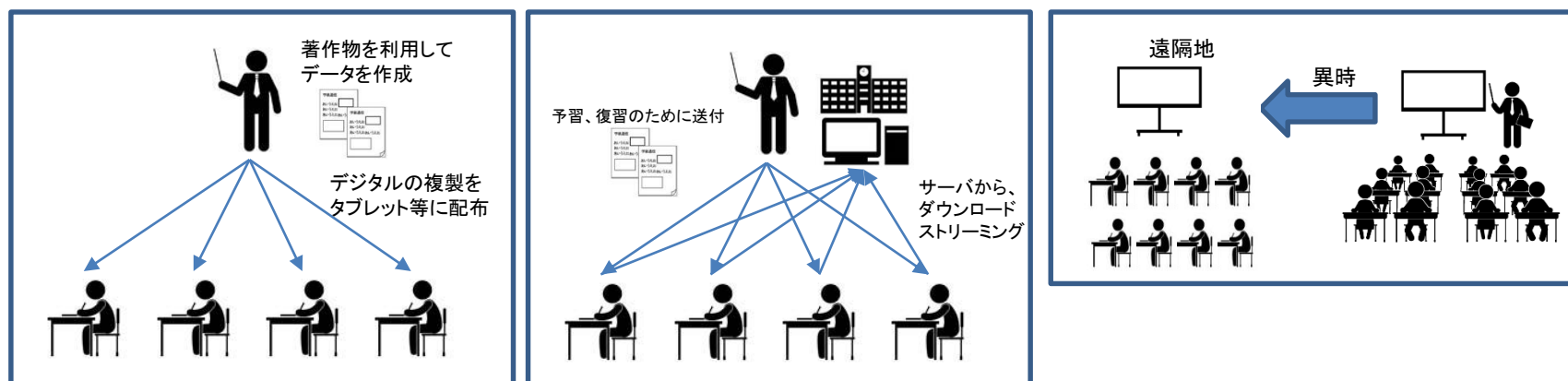


- ・自らの授業のためにデジタル化は可能。
- ・自らがデジタル化して、電子黒板に投影して利用すること(上映)は可能。
- ・自らがデジタル化した資料を、自らコンピュータ等に蓄積することは可能。

※ただし、権利者の権利を不当に害さない範囲での利用が前提。

(権利者の権利を不当に害する要件は、「著作物の種別、利用範囲」と「利用規模」がある)

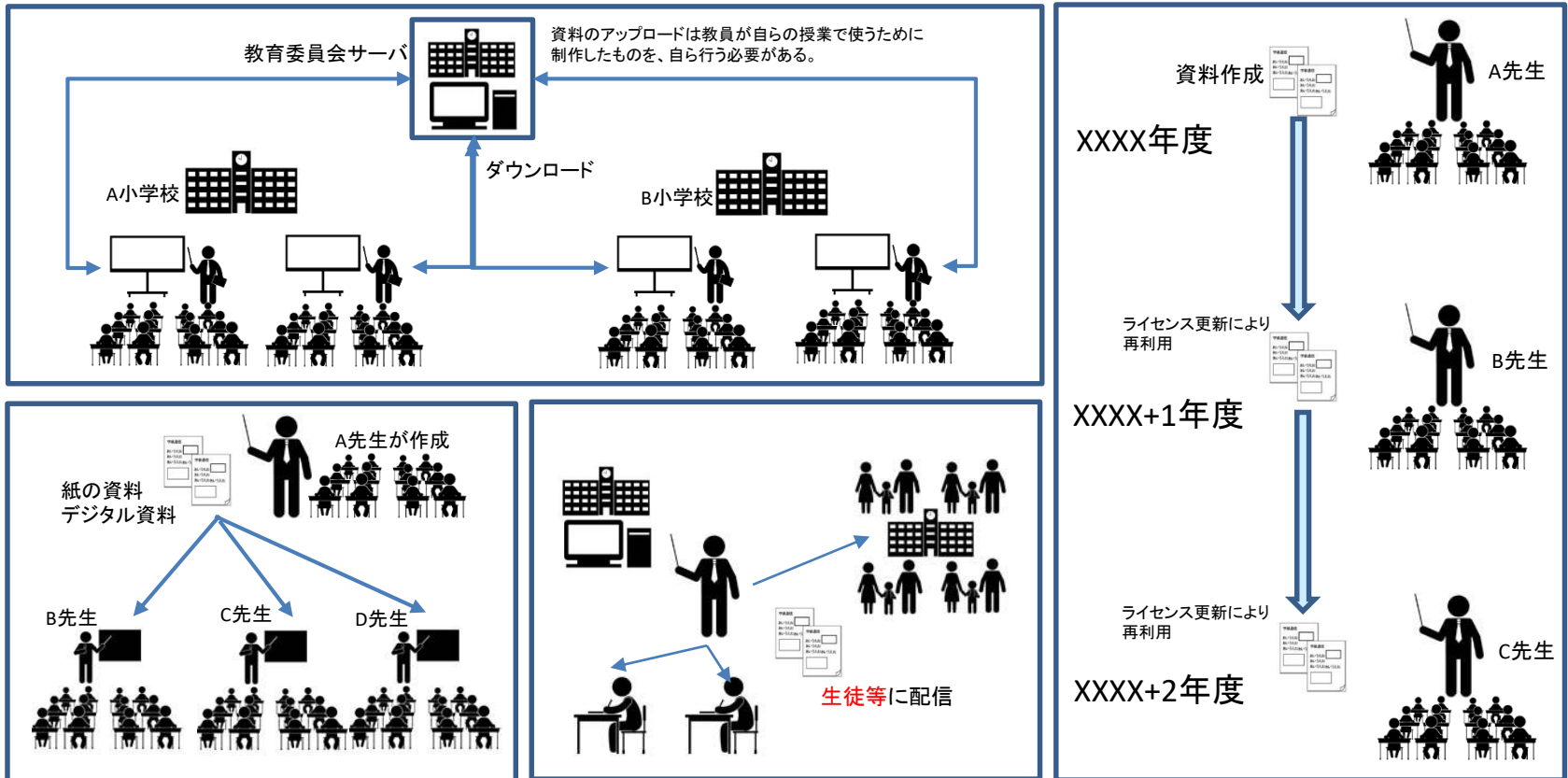
＜2018年度改正の著作権法により可能となる利用＞



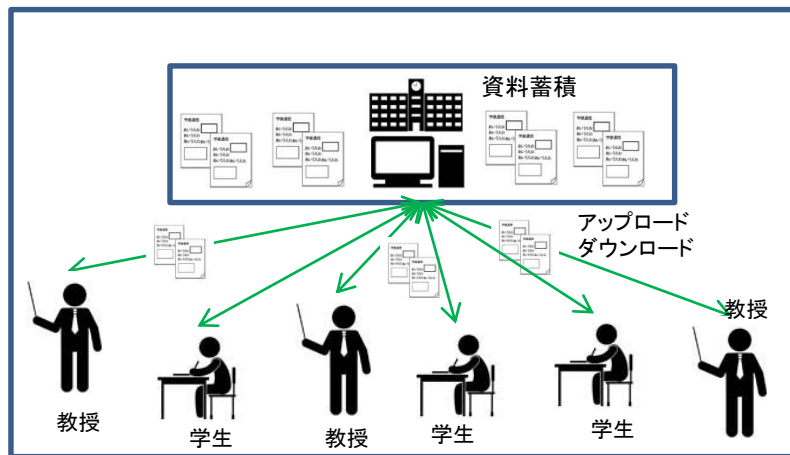
＜ポイント＞

- ①デジタル化は授業のために教員、学生、生徒等自らが行う必要がある
- ②サーバへのアップロードは、教員が自らの授業のために行う必要がある
- ③利用については、授業の単位(通常1年を限度)を越えて利用することはできない
- ④ただし、権利者の権利を不当に害さない範囲での利用が前提。
(権利者の権利を不当に害する要件は、「著作物の種別、利用範囲」と「利用規模」がある)

＜基礎ライセンスで可能となる利用方法＞



＜現行法、改正内容、基礎ライセンスによって可能となる利用方法＞



(含まれる内容)

- ・資料のデジタル化
- ・異時送信(蓄積)
- ・共有(複数授業間での同じ資料の利用)